

「学校いじめ防止基本方針」

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、学園が掲げる教育の基本方針「人道主義に基づいた人格教育、人間教育」にのっとり、人権教育に重点をおいた教育に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」

① 構成員

校長、副校長、教頭、教頭補佐、生徒指導部主任、人権教育部主任、健康推進室長、各学年主任、養護教諭、（状況に応じて：スクールカウンセラー、精神科医、顧問弁護士）

②役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2)相談窓口

学校はいじめられている生徒、またいじめている生徒、またその保護者における心の痛み、悩み等で困った事情を抱えた時に、抵抗なく相談できる環境でなければならない。

〔相談窓口担当〕

- ①担任、副担任
 - ②クラブ顧問
 - ③学年主任
 - ④健康推進室（相談室・2号館2F）
 - ⑤相談室スタッフ・カウンセラー
- （相談日時）
☆月曜日～金曜日の2時限～6時限；担当教員
☆木曜日・土曜日；カウンセラーが来ています。

4 年間計画

別紙1 「東海大学付属大阪仰星高等学校年間計画」「東海大学付属大阪仰星高等学校中等部年間計画」参照

5 取組状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、年2回委員会を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた「学校いじめ防止基本方針」や計画の見直しなどを行う。